

# いじめ防止基本方針並びに各種委員会等の規程

## 1 いじめ防止基本方針（平成30年度改訂版）

### はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立安久小学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処をのための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 目 次

#### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめの防止や早期発見
  - (2) いじめへの対処
  - (3) 家庭・地域・関係機関との連携

#### 第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策のための組織
- 2 児童が主体となつたいじめの防止等の取組の推進
- 3 いじめの防止等に関する措置
  - (1) アンケート調査や教育相談の実施
  - (2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応
  - (3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実
  - (4) 加害者や傍観者に対する支援
  - (5) いじめの解消となる二つの要件
- 4 その他の留意事項
  - (1) 校長のリーダーシップによる対応
  - (2) 道徳教育や人権教育の充実
  - (3) インターネット上のいじめへの対策
  - (4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用
  - (5) 校内の相談窓口の設置
  - (6) 都城市ならではの取組の充実
- 5 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の意味や具体例
  - (2) 重大事態への対処

#### 第3 その他の事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し
- 2 ホームページ等での公開

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

#### (1) いじめの防止や早期発見

ア いじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、学校・家庭・地域が一体となった継続的に取り組む。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されなければならない」ことを、発達の段階に応じて指導し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校づくりに努め、未然防止を図る。

オ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、児童のささいな変化に気付く力を高める。

カ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するに努める。

キ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守る。

#### (2) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等組織

的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を図る。

イ 教職員は、いじめを把握した場合の対処の仕方について、日頃から共通理解を図るとともに、組織的な対応を可能とする体制の整備に努める。

### (3) 家庭・地域・関係機関との連携

ア 地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。そこで、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする等、いじめの問題について家庭地域、連携した対策を推進する。

イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築するように努める。

ウ いじめの問題への対応においては、例えば、学校において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局)と適切に連携する。

## 第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「ニコニコ委員会」を設置する。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。また、学期に1回程度、全職員で交友関係等、配慮を要する児童について共通理解を図るための話し合いを行う。

#### 【ニコニコ委員会の構成員】

全職員

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

### 2 児童が主体となつたいじめの防止等の取組の推進

(1) 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて、意図的・計画的に設定する。

ア 異学年交流会を実施する。

- 学級活動での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- あいさつ運動、ボランティア活動の推進

イ 児童会の活動を中心として、友達関係の在り方や言葉遣いについて考えさせる。

- 代表委員会における友達関係や言葉遣いに関する話し合い活動の実施
- 児童会による正しい言葉遣いに関する啓発活動の実施

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) アンケート調査や教育相談の実施

ア 全ての児童を対象に、定期的に「心のアンケート」を実施し、児童の悩みやいじめ

の兆候、事実について把握し、それを基に気になる児童について、個別に教育相談を実施する。

イ ニコニコ委員会において、アンケートや教育相談の結果、その他各学級担任等のものについていじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 学年会における気になる児童の共通理解
- 職員会議での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引継ぎ
- 過去のいじめの事例の蓄積

(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めざる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について、管理職及び生徒指導主事（ニコニコ委員会を構成するいづれかの職員）に速やかに報告する。

イ 情報の共有

- 情報を速やかに確認し、認知した場合はニコニコ委員会の関係職員へ報告して情報の共有化を図り、組織的に対応する。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにニコニコ委員会を開催し、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聞き取りに当たっては、ニコニコ委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られた内容については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援が必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を最優先し、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時ニコニコ委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、ニコニコ委員会において指導及び支援の方針を決定する。
- ニコニコ委員会の委員や関係職員と連携して組織的な対応に努める。

(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

ア 学校を離れた場所での教育活動を行う場合は、事前指導を徹底したり、いじめに関するチェックカード等を活用したりして、いじめの未然防止に努める。

イ 校外学習や遠足・集団宿泊学習・修学旅行等において、児童同士が互いによさを認め合い、協力し合える教育活動を意図的・計画的に実施する。

ウ ボランティア活動を推進し、児童の「気づき」で奉仕する精神を培うとともに、豊かな人間関係を醸成する。

(4) 加害者や傍観者に対する支援

ア 加害者に対する支援

- 加害者に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で、教育者としての愛情と情熱をもって複数で指導する。

○ 加害児童及びその保護者に対しては、必要な指導及び支援を継続的に行い、被害者児童及びその保護者との関係に配慮する。

イ 傍観者に対する支援

- 被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、

止めようとしなかったりする傍観者に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせるとともに、望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### (5) いじめの解消となる二つの要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら二つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

○ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

○ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。ニコニコ委員会において、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

※ ニコニコ委員会において、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の職員のみでなく、組織的に判断する。

## 4 その他の留意事項

### (1) 校長のリーダーシップによる対応

ア 校長は日頃より、いじめの未然防止のため、教職員とともに児童の学校生活の様子や児童同士の関係の把握に努める。

イ 校長は、教職員からいじめについて報告を受けた場合、事実確認と記録を命じるとともに、ニコニコ委員会を開催して対応策を協議し、対応に当たる。

ウ 校長は、教職員からいじめについて報告を受け、事実と確認できた場合は、速やかに市教育委員会に報告する。

エ 校長は、児童の生命や財産などに重大な被害が疑われる場合は、市教育委員会と相談し、警察と連携して対応する。

オ 校長は、いじめの再発防止策をニコニコ委員会で協議し、全職員で取り組むよう指

導する。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実を図る。

イ 特に、道徳科において、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を実施する。

(3) インターネット上のいじめへの対策

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を醸める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

○ フィルタリングや家庭内ルールの作成、保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。

○ 教科や学級活動、集会等において情報モラル教育の充実を図る。

○ 児童を対象とした講演会で、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。

○ インターネット利用に関する職員研修を実施し、情報モラルを児童へ指導する。

ウ ネットいじめへの対処

○ 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロール等により、ネットいじめの把握に努める。

○ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。

状況確認

状況の記録

管理者への連絡  
削除依頼

県教育委員会  
への相談

いじめへの対応

警察への相談

※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

ア 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせる等、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるために、必要に応じてSCやSSW等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を実施する。

(5) 校内相談窓口の設置

ア 児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、校内の相談窓口（教頭・生徒指導主事・PTAいじめ相談員）を児童や保護者に周知する。

(6) 都城市ならではの取組の充実

ア 都城市ならではの「命を大切にする日」の取組や「地区別学校人権教育研修会」の充実に努め、いじめの未然防止を推進する。

## 5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味や具体例

ア 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

イ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して

判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等のケースが想定される。

ウ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

エ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。

オ 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断定できないことに留意する。

## (2) 重大事態への対処

ア いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・ 連續した欠席の場合は、状況により判断

イ 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、市教育委員会と相談した上で、適時・適切な方法で児童や保護者に説明する。

## 第3 その他の事項

### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

### 2 ホームページ等での公開

(1) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

(2) 基本方針の策定時及び見直しを行った時は、PTA総会においてその経緯と内容を説明する。